

平成6年5月6日
長崎県公安委員会規則第12号
最終改正 令和3年6月1日

大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2並びに第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許、普通自動車運転免許、大型自動二輪車運転免許（以下「大型二輪免許」という。）、普通自動二輪車運転免許（以下「普通二輪免許」という。）、大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許又は普通自動車第二種運転免許を受けようとする者に対する講習（以下「取得時講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(講習の区分)

第2条 この規則について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型車講習 専ら貨物を運搬する構造の大型自動車（以下「大型貨物自動車」という。）の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他の大型貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。
- (2) 中型車講習 専ら貨物を運搬する構造の中型自動車（以下「中型貨物自動車」という。）の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他の中型貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。
- (3) 準中型車講習 専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車（以下「準中型貨物自動車」という。）の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他の準中型貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。
- (4) 普通車講習 普通自動車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な技能及び知識並びに高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。
- (5) 大型自動二輪車講習 大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な技能及び知識並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。
- (6) 普通自動二輪車講習 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な技能及び知識並びに普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行う講習をいう。
- (7) 応急救護処置講習 応急救護処置に必要な知識及び技能について行う講習をいう。
- (8) 大型旅客車講習 乗車定員30人以上のバス型の大型自動車の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他乗客の安全を確保できる運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。

(9) 中型旅客車講習 乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他乗客の安全を確保できる運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。

(10) 普通旅客車講習 普通自動車の運転に係る悪条件下の運転、夜間の運転、危険の予測その他乗客の安全を確保できる運転に必要な技能及び知識について行う講習をいう。

(取得時講習の委託)

第3条 公安委員会は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3の規定により認められた者（以下「受託者」という。）に取得時講習の実施を委託するものとする。

(講習指導員の資格要件)

第4条 講習指導員には、それぞれ次に定める資格要件を有する者をもって充てるものとする。

(1) 大型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(2) 中型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(3) 準中型車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者

(4) 普通車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(5) 大型自動二輪車講習（以下「大型二輪車講習」という。）の指導員は、法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(6) 普通自動二輪車講習（以下「普通二輪車講習」という。）の指導員は、法第99の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通二輪免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(7) 応急救護処置講習の指導員は、公安委員会が応急救護処置の指導者に必要な能力を有すると認めた者

(8) 大型旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（大型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(9) 中型旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（中型自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(10) 普通旅客車講習の指導員は、法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証（普通自動車第二種運転免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

(受講時期、受講場所)

第5条 取得時講習は、原則として運転免許試験合格後に実施するものとする。

2 取得時講習の実施場所は、準中型車講習（現に普通免許を受けている者に対する普通自動車を使用した講習）、普通車講習にあつては、講習施設、一般道路（高速道路以外の道路をいう。以下同じ。）及び高速道路で実施し、大型二輪車講習及び普通二輪車講習にあつては、講習施設で実施し、大型車講習、中型車講習、準中型車講習（現に普通

免許を受けている者に対する準中型自動車を使用した講習)、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習施設及び一般道路で実施するものとする。

(講習受講の申請)

第6条 講習受講の申請を行う者は、別記様式第1号の受講申請書を提出しなければならない。

(細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成8年長崎県公安委員会規則第9号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年長崎県公安委員会規則第11号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年長崎県公安委員会規則第2号)

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年長崎県公安委員会規則第9号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成29年長崎県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、令和2年2月15日から施行する。

附 則 (令和3年長崎県公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

大型車講習
 中型車講習
 準中型車講習(普通免許)
 準中型車講習(普通無)
 普通車講習
 大型二輪車講習
 普通二輪車講習
 大型旅客車講習
 中型旅客車講習
 普通旅客車講習
 応急救護処置講習(一)
 応急救護処置講習(二)

受講申請書

長崎県公安委員会 殿

申請者 住 所 姓 名 生年月日	市 丁目 郡 町 ----- 年 月 日生 (歳)
連 絡 先	自 宅 () ー 携 帯 電 話 () ー
証 紙 貼 り 付 け 欄 -----	